

都市建設委員会審査日程表

日 時 令和5年12月14日（木）

午前9時30分開議

場 所 第3・4委員会室

第1 議案第101号 市道路線の認定について

議案第102号 市道路線の廃止について

第2 議案第100号 指定管理者の指定について（流山市自転車駐車場）

第3 陳情第15号 流山市平和台一丁目9番1，12，20の区域に係る都市計画に関する陳情書

第4 議案第98号 流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第97号 令和5年度流山市下水道事業会計補正予算（第2号）

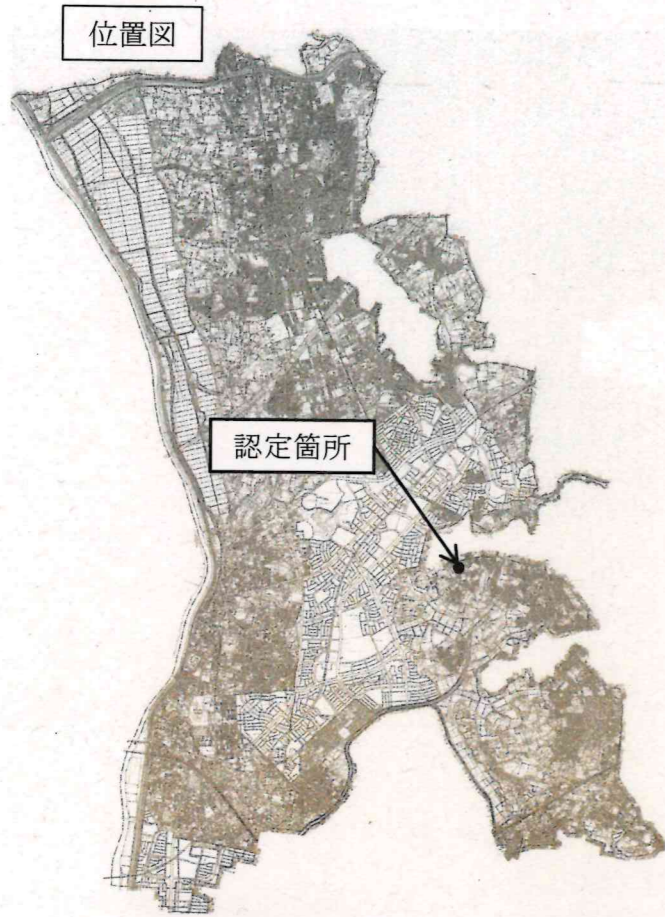
第6 議案第99号 流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

第7 所管事務の継続調査について

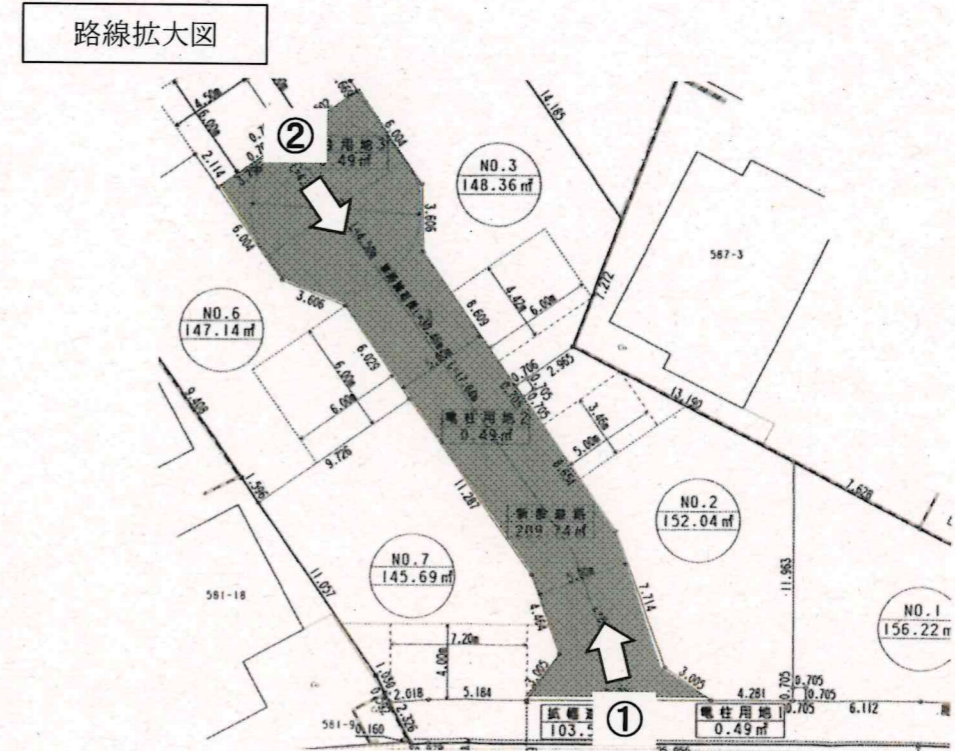
市道路線の認定について

市道の適切な維持管理を行うため、道路法第8条第2項の規定により、民間開発事業等で整備された道路及び土地区画整理事業により整備された道路 計88路線を市道路線に認定するものです。

整理番号 20 長崎1丁目区画27号線 (64027号線) 路線延長: 34.96m 最小幅員: 5.00m 最大幅員: 9.00m



- 起点 (長崎1丁目153番7地先)
- ▼ 終点 (長崎1丁目153番11地先)



写真撮影位置 ⇨

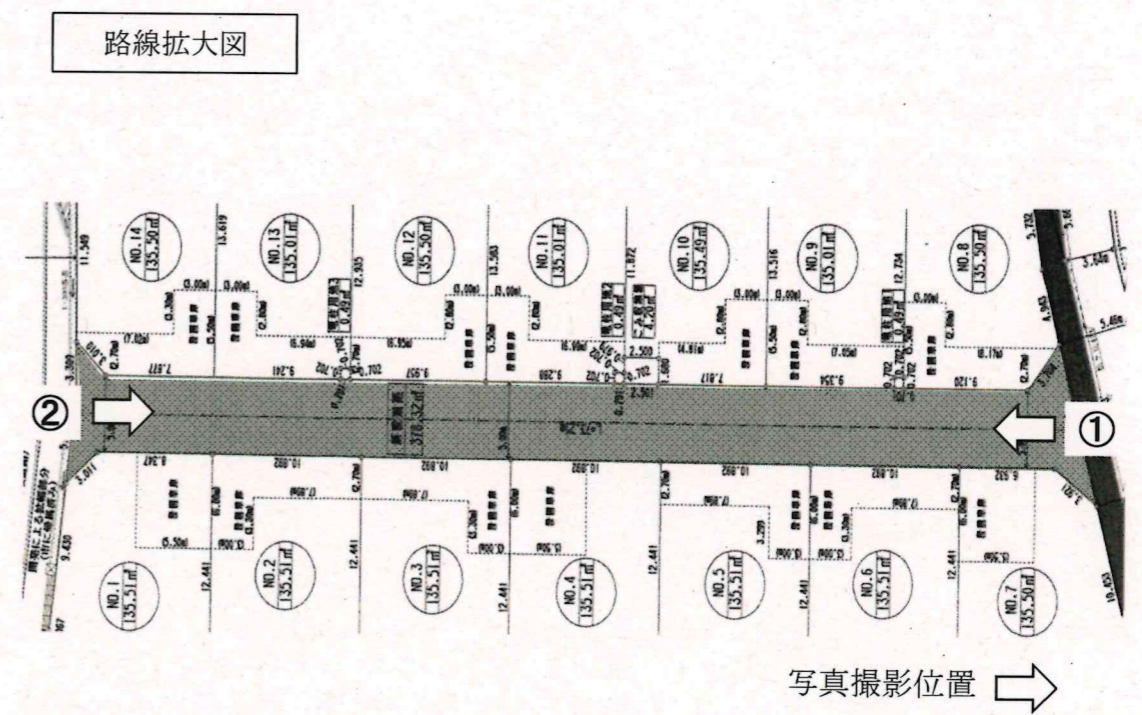
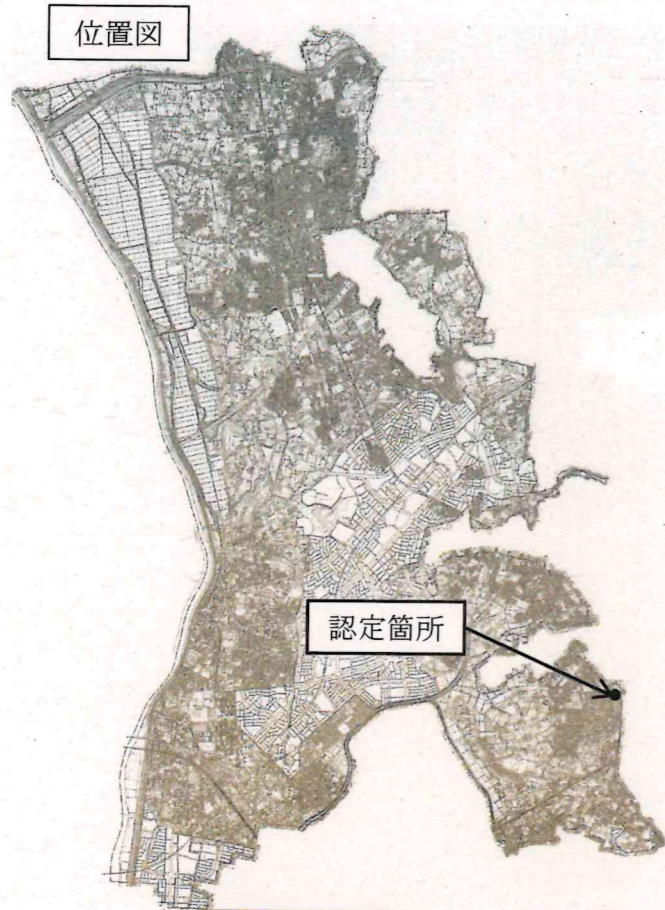


現況写真① (起点付近)



現況写真② (終点付近)

整理番号 21 松ヶ丘1丁目区画15号線 (73015号線) 路線延長: 73.46m 最小幅員: 5.00m 最大幅員: 5.00m

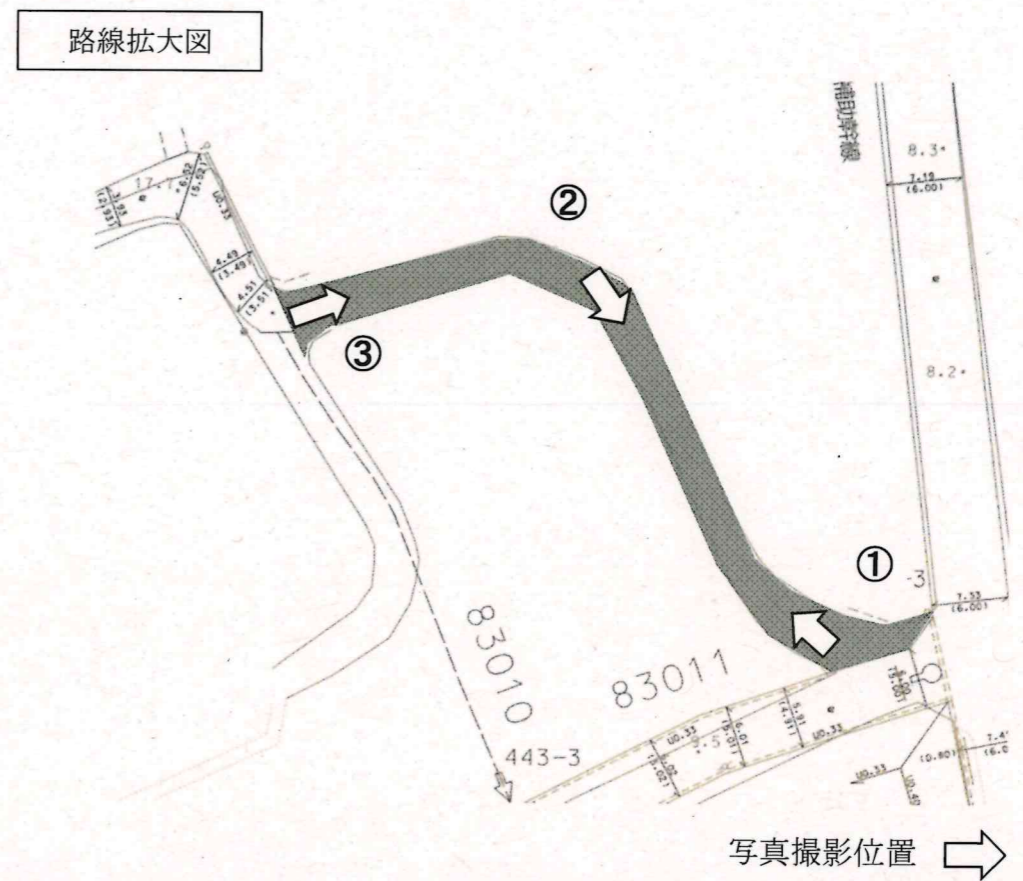
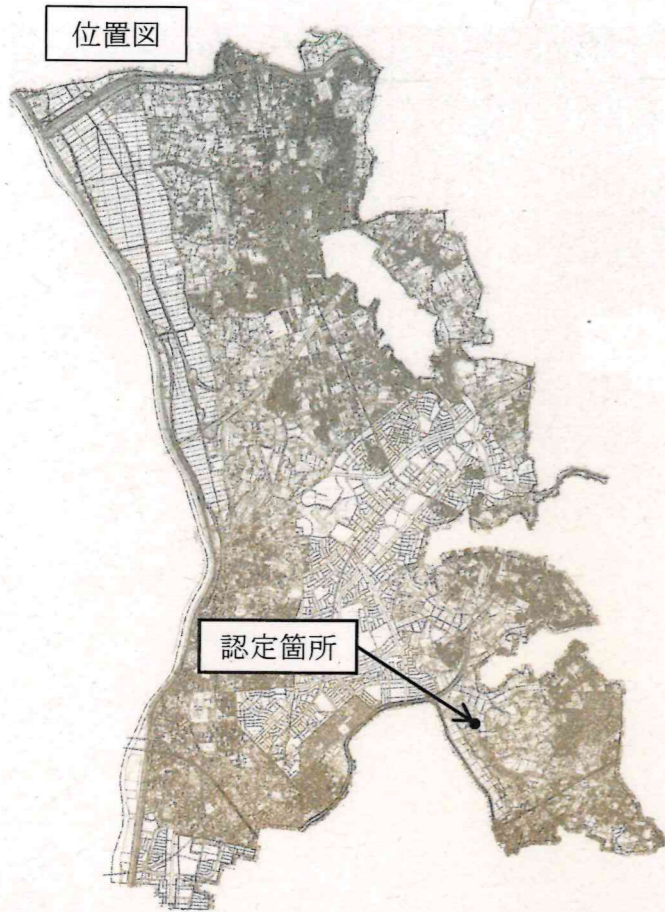


現況写真① (起点付近)



現況写真② (終点付近)

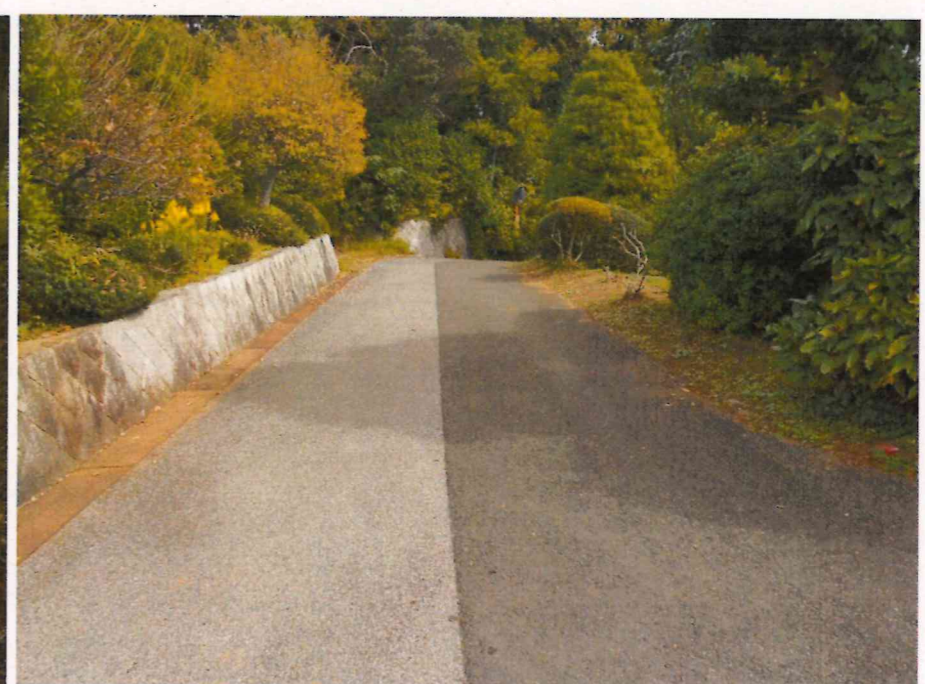
整理番号 88 前ヶ崎区画114号線(83114号線) 路線延長: 78.70m 最小幅員: 5.00m 最大幅員: 5.30m



現況写真① (起点付近)



現況写真② (中間付近)



現況写真③ (終点付近)

流山市自転車駐車場

- 資料 1 指定管理者選定評価結果表
- 資料 2 指定管理業務に係る提案書概要
- 資料 3 指定管理者候補者概要
- 資料 4 指定管理者候補者の指定申請書、事業計画書、収支計画書

※資料4につきましては、常任委員会終了後に回収させていただきます。

【自転車駐車場】指定管理者選定評価結果表

審査項目		配点	公益社団法人流山市シルバー 人材センター
1. 指定管理者としての資質	(1) 指定管理者としての実績	12	10.7
	(2) 事業者の経営方針及び財務書類		
	(3) 応募の理由		
2. 施設運営の方針	(1) 管理運営の方針・事業収支計画	32	25.0
	(2) 施設の現状に対する考え方・将来展望		
	(3) 地域や他の施設との連携		
	(4) その他		
3. 実施体制	(1) 管理運営に当たっての職員配置	12	9.8
	(2) 職員の研修計画		
4. 安全管理	(1) 防犯対策・防災対策	20	16.0
	(2) 安心・安全面の具体策		
	(3) 個人情報の保護策		
	(4) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法等		
5. 創意工夫・改善	(1) サービス向上のための方策	24	19.0
	(2) 利用者の要望等の反映		
	(3) 自主事業		
小 計		100	80.5
6. 加減点項目	実績評価（再選定におけるインセンティブ）	11	8.0
	市内経済の活性化		
	障害者が常用労働者となり得る機会の確保		
	女性の活躍推進		
	SDGsへの取組		
合 計		111	88.5

指定管理者候補者概要

施設名 流山市自転車駐車場

指定管理者候補者	公益社団法人流山市シルバー人材センター
代表	会長 神田 英子
設立	昭和59年2月20日
所在地	千葉県流山市東初石3丁目103番地の18
資本金	なし
売上高	342,823,871円(令和4年決算)
従業員	733名(令和5年3月31日現在※契約スタッフ含)
主な受託業務	<p>流山市高齢者福祉センター森の倶楽部及び流山市高齢者趣味の家指定管理者事業 (平成26年4月1日～令和6年3月31日)</p> <p>1 主な事業</p> <p>(1) 市の事業 指定管理業務、放置自転車対策業務、印刷業務、道路反射鏡維持管理業務、除草作業業務</p> <p>(2) 民間事業 植栽・除草業務、障子・襖の張替え、派遣事業</p> <p>(3) 独自事業 学習教室・英語教室、市民農園、高齢者ふれあいの家事業</p> <p>2 指定管理者として管理運営をしている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下花輪・南流山・西深井・名都借・南・平和台福祉会館(6施設:平成18年4月～) ・流山市北部公民館(平成26年4月～) ・自転車駐車場「流山駅、平和台駅、鱈ヶ崎駅、運河駅、江戸川台駅、初石駅(平成25年3月～)

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 事由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うもの。

2 背景

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年流山市条例第24号。以下「市条例」という。）第7条第1項では、市営住宅に入居することができる者の要件を規定している。また、市営住宅に入居することができる者の中でも「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要のある者」については、同条第2項各号のいずれかに該当する者であることを要件としている。

今般、配偶者への保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化により、法の一部改正が行われたことにより、市条例中の上記の法引用部分において引用条文の整理を行うものである。

3 改正の内容

改正前の法では、第10条第1項第1号で接近禁止命令を規定し、同項2号で退去命令について規定していたが、法の改正に伴い接近禁止命令は法第10条第1項で規定し、退去命令については法第10条の2で新たに規定されたことから、法第10条第1項を引用している箇所の次に「又は第10条の2」を追加し、法第28条の2において読み替えて準用する場合について、条文の追加により複数の条文を示すことから「これらの規定を」を追加するもの。なお、改正法と改正市条例は令和6年4月1日付で同日施行となる。

【参考】配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
(令和5年5月19日公布、令和6年4月1日施行)

【改正前】

接近禁止命令	根拠	第10条第1項第1号
退去命令	根拠	第10条第1項第2号

【改正後】

接近禁止命令	根拠	第10条第1項
退去命令	根拠	第10条の2

【参考】流山市営住宅の設置及び管理に関する条例

【改正前】

市条例第7条 第2項第8号 イ	配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
-----------------------	--

【改正後】

市条例第7条 第2項第8号 イ	配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
-----------------------	---

4 施行期日

令和6年4月1日

「流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

1 改正の理由及び背景

蓄電池設備については、火災の発生のおそれがある設備として流山市火災予防条例（昭和37年流山市条例第12号。以下「条例」という。）第13条の規定により、位置、構造及び管理について基準を定め、規制しているところです。

従来の蓄電池設備は、主に業務用の非常用電源などとして設置される設備であったが、近年は一般家庭でも日中に太陽光により発電した電気を蓄え、夜間の電力として使用するための設備として普及が進んでおり、脱炭素社会の実現に向け、更なる普及の拡大が望まれております。

一方、現行の消防法令における蓄電池設備の安全基準は、昭和36年制定当初から大幅な改正はされておらず、主に鉛蓄電池（開放型）を想定した規定となっています。このため、昨今の蓄電池種別の多様化や、蓄電池設備の大容量化には十分に対応できていない状況であること、JIS（日本産業規格）等の標準規格において、出火防止措置や延焼防止措置が盛り込まれるようになってきたこと等を踏まえ、規定の改正を行う必要があることから、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）の一部改正が行われたものです。

また、対象火気省令で定める炭火焼き器の火災予防上安全な距離については、従前、炉等の一般規定が適用され、周囲に2～3メートルの離隔距離を確保する必要があるという状況にあったことから、別表の一部改正が行われました。

このため、本市においても、蓄電池設備の所要の規定の見直しを行うとともに、別表3の固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を新たに規定するものです。

2 主な改正の内容

改正内容	変更詳細	条項
・ 条文より「キュービクル式」の文言削除。	・ 火災予防上の安全対策はキュービクル式に限定するものではなく共通的に求められる措置として適正化を図ったもの。	第 11 条 第 1 項 第 3 号 の 2
・ 「その筐体は」の文言追加。	・ 漏電防止対策を目的として、雨水等の侵入を防ぐことができる筐体に格納する必要があるもの。	11 条の 2 第 1 項 第 4 号
・ 蓄電池設備の定格容量を表わす単位の変更。 ・ 規制対象外設備を明確化。 ・ 転倒防止措置についての規定を明確化。	・ 火災の危険性は、電力量に起因することから、アンペアアワー・セル（A・H・セル）をキロワット時（kWh）に改めたもの。 ・ 10キロワット時以下の蓄電池設備及び10キロワット時を超え20キロワット時以下で、告示に定める出火防止措置を有するものを規制の対象外としたもの。 ・ 多様な蓄電池設備が普及していることから、耐酸性の床上又は台上に設ける規定を、開放型で希硫酸を電解液とする蓄電池に限定したもの。	13 条 第 1 項
・ 建築物からの離隔距離の緩和	・ 屋外に設ける蓄電池設備のうち、告示で定めるもの及び消防長が定めるキュービクル式のものについて、また不燃材料で造られた開口部のない外壁に面するときは、規制の対象外としたもの。	第 13 条 第 3 項
・ 雨水等の侵入防止策の追加。	・ 屋外に設ける蓄電池設備における筐体の漏電防止対策を規定したもの。	第 13 条 第 4 項

改正内容	変更詳細	条項
・届出容量の明確化	・火災危険性が低い20キロワット時以下の蓄電池設備について、届出を不要としたもの。	第44条 第13号
・別表第3に固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を追加。	・新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離が追加され、離隔距離の緩和が図られたもの。	

3 施行期日

対象火気省令の施行に合わせ、令和6年1月1日から施行する。

4 補足資料

(1) 代表的な蓄電池の種類例



鉛蓄電池(開放型)



ニッケル水素蓄電池



リチウムイオン蓄電池

(2) 延焼防止措置が講じられた設備の例



(3) 蓄電池の電力量及び規制対象一覧

現行規定(4,800Ah・セル)を基準とした主な蓄電池設備の蓄電池容量 (kWh)

電池種別	Ah・セル	電圧(V)	蓄電池容量(kWh)
鉛蓄電池	4,800	2	<u>9.6</u>
ニッケル水素蓄電池		1.2	<u>5.76</u>
リチウムイオン蓄電池		3.7	<u>17.76</u>

同じ 4,800Ah・セルでも種別によって電力量 (kWh) に差が生じている。

現行

Ah・セル	消防法令への適合の要否	届出の要否
4,800Ah・セル未満	・対象外	不要
4,800Ah・セル以上	・消防法令への適合	必要



見直し案

蓄電池容量	消防法令への適合の要否	届出の要否
10kWh以下	・対象外	不要
10kWh超 20kWh以下	・消防法令への適合 ・一定の安全要求事項が定められた標準規格への適合	不要
20kWh超	・消防法令への適合 ※標準規格による外部延焼防止措置が講じられたものは一部緩和	必要

(4) 炭火焼き器の例及び改正後の離隔距離



炭火焼き器

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別					離隔基準 (cm)				備考
					上方	側方	前方	後方	
厨房設備	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	100	50	50	50	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	80	30	—	30	

流山市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

流山市火災予防条例（昭和 37 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(変電設備)</p> <p>第 11 条 屋内に設ける変電設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。</p> <p>(2) 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。</p> <p>(3) 変電設備（消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。</p> <p><u>(3)の2</u> <u>建築物等の部分</u>との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。</p> <p>(4) 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。</p> <p>(5) 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。</p> <p>(6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。</p> <p>(7) 変電設備のある室内は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第 11 条 屋内に設ける変電設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。</p> <p>(2) 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。</p> <p>(3) 変電設備（消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあつては、</u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。</p> <p>(4) 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。</p> <p>(5) 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。</p> <p>(6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。</p> <p>(7) 変電設備のある室内は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</p>

改正後	改正前
<p>(8) 定格電流の範囲内で使用すること。</p> <p>(9) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。</p> <p>(10) 変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> <p>2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第1項第3号の2及び第5号から第10号までの規定を準用する。</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>(8) 定格電流の範囲内で使用すること。</p> <p>(9) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。</p> <p>(10) 変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> <p>2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第1項第3号の2及び第5号から第10号までの規定を準用する。</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から 3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p> <p>ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</p> <p>イ 分離型のものにあつては、充電ポスト</p>	<p>(1) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から 3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p> <p>ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</p> <p>イ 分離型のものにあつては、充電ポスト</p>
<p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</p> <p>(3) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等</u>の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(9) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(10) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p>	<p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</p> <p>(3) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> <p>(4) <u>雨水等</u>の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(9) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(10) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p>

改正後	改正前
<p>と。</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。</p> <p>(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること並びに充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>イ 異常な高温とならないこと。</p> <p>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させ</p>	<p>と。</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。</p> <p>(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること並びに充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>イ 異常な高温とならないこと。</p> <p>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させ</p>

改正後	改正前
<p>ること。</p> <p>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</p> <p>(18) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。</p> <p>(19) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p><u>第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のもの</u> <u>であつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する</u> <u>基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下</u> <u>同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損し</u> <u>ない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用い</u> <u>たものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けな</u> <u>ければならない。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号並びに第11条第1項第1号、第3号から第6号まで及び第9号の規定を準用する。</p> <p><u>3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上</u></p>	<p>ること。</p> <p>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</p> <p>(18) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。</p> <p>(19) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p><u>第13条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計</u> <u>が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）</u> <u>の電槽は、耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けな</u> <u>ければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上に</u> <u>あつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p> <hr/> <p>2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号並びに第11条第1項第1号、第3号から第6号まで及び第9号の規定を準用する。</p> <p><u>3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じた</u></p>

改正後	改正前
<p><u>及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの（を除く。）</u>にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第11条の2第1項第4号</u>の規定を準用する。</p> <p>（火を使用する設備等の設置の届出）</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 熱風炉</p> <p>(2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備</p> <p>(4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）</p> <p>(5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）</p> <p>(6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）</p>	<p><u>キュービクル式のものとしなければならない。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第2項並びに本条第1項</u>の規定を準用する。</p> <p>（火を使用する設備等の設置の届出）</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 熱風炉</p> <p>(2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備</p> <p>(4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）</p> <p>(5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）</p> <p>(6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）</p>

改正後	改正前
(7)の2 入力 70 キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ 冷暖房機 (8) 火花を生ずる設備 (8)の2 放電加工機 (9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力 50 キロワット以下の ものを除く。） (10) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。） (11) 燃料電池発電設備（第 8 条の 3 第 2 項又は第 4 項に定める ものを除く。） (12) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いる もの（第 12 条第 4 項に定めるものを除く。） (13) 蓄電池設備（蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを 除く。） (14) 設備容量 2 キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備 (15) 水素ガスを充填する気球	(7)の2 入力 70 キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ 冷暖房機 (8) 火花を生ずる設備 (8)の2 放電加工機 (9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力 50 キロワット以下の ものを除く。） (10) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。） (11) 燃料電池発電設備（第 8 条の 3 第 2 項又は第 4 項に定める ものを除く。） (12) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いる もの（第 12 条第 4 項に定めるものを除く。） (13) 蓄電池設備 (14) 設備容量 2 キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備 (15) 水素ガスを充填する気球

別表第 3

改正後											改正前												
種類				離隔距離 (c m)							備考	種類				離隔距離 (c m)							備考
				入力	上 方	側 方	前 方	後 方	備考	入力						上 方	側 方	前 方	後 方	備考			
(略)											(略)												
厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型 こん ろ・グリル 付	14kW 以下	100	15 注	15	15	注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距 離を示	厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型 こん ろ・グリル 付	14kW 以下	100	15 注	15	15	注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距 離を示		

改正後								改正前									
		もの															
		使用温度が	—	100	50	100	50										
		300℃未満の															
		もの															
(略)								(略)									